

## 令和5年度 指名停止措置業者一覧表

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
8	霧島建設株式会社	霧島市	霧島建設株式会社は、令和5年9月21日に鹿児島県始良・伊佐地域振興局と締結した「令和5年度県単林道事業（保全工事）佐賀利山1号支線工事」について、契約内容の履行が不可能になったとして令和6年1月9日に契約解除の申出を行った。 これを受け、始良伊佐・地域振興局は同日、同社との契約を解除した。	2024/02/08 ～ 2024/06/07  ( 4ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第1-(4)		
7	株式会社久米設計	東京都	株式会社久米設計の元九州支社長は、令和5年4月21日に行われた宮崎県串間市発注の設計業務委託に関する指名競争入札において、公正な入札を妨害したとして逮捕され、同年12月7日に入札談合等関与行為防止法等違反で起訴された。	2024/01/24 ～ 2024/05/23  ( 4ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(7)-イ		
6	株式会社川崎工業	曾於市	株式会社川崎工業の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2(焼却禁止)に違反し、罰金30万円の刑に処され、令和3年5月1日に刑が確定した。 このことは、同法で規定する欠格要件に該当し、令和5年11月2日に鹿児島県から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けた。	2023/12/12 ～ 2024/04/11  ( 4ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(22)		
5	株式会社東海建設工業	大和村	株式会社東海建設工業は、大島郡大和村志戸勘436-1を営業所の所在地として営業を行っていた者であるが、平成14年9月に大島郡大和村志戸勘386に所在地を変更し、また、平成19年9月に奄美市名瀬鳩浜町117に所在地を変更していたにもかかわらず、その届出を30日以内に鹿児島県に行わなかった。 このことは、建設業法第28条第1項本文に該当し、令和5年9月5日に鹿児島県知事から指示処分を受けた。	2023/10/13 ～ 2024/01/12  ( 3ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(21)		

## 令和5年度 指名停止措置業者一覧表

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
4	ヤンマーアグリジャパン株式会社	大阪府	<p>ヤンマーアグリジャパン株式会社は、元請けとして施工した工事において労働者1名がコンクリートポンプ車のブームと型枠の間に挟まれる事故が発生した件について、同社及び同社の従業員は、同工事現場における機械の配置に関する計画を作成しなかったのに、これを作成しなかった。</p> <p>このことで、令和5年3月24日付けで、労働安全衛生法違反により岩内簡易裁判所から罰金刑の判決を受けた。</p> <p>このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和5年8月23日付けで、同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。</p>	2023/10/13 ~ 2024/01/12 ( 3ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(21)		
3	西武建設株式会社	埼玉県	<p>西武建設株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。</p> <p>また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>これらのことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p>	2023/09/08 ~ 2023/12/07 ( 3ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(21)		
2	株式会社フジタ	東京都	<p>株式会社フジタの使用人は、「石垣島(3)宿舎新設建築工事(その1)」の施工にあたり、現場内の安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に負傷者を生じさせたことにより、労働安全衛生法違反の容疑で書類送検され、令和5年3月31日、石垣簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第3条第1項別表第2措置要件第22号の規定に該当することから指名停止とする。</p>	2023/06/19 ~ 2023/07/18 ( 1ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(22)		
1	青木あすなろ建設株式会社	東京都	<p>青木あすなろ建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。</p> <p>このことにより、国土交通省関東地方整備局から令和5年3月17日付けで、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p> <p>このことは、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第3条第1項別表第2措置要件第21号の規定に該当することから指名停止とする。</p>	2023/06/19 ~ 2023/09/18 ( 3ヶ月 )	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(21)		